

今後の指定製品制度の運用等について（案）

平成26年12月19日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

1. 今後の指定製品制度の運用について

(1) 指定対象外が適当と整理された製品の指定対象手続き

「中間とりまとめ」（第6回配布資料）において、安全性評価が未了、代替技術が未確立などから、指定製品の対象とすることが適当ではない製品と整理されたものについて、その課題が解決されたと事務局が知り得た際には、本産構審フロンWGを開催し、当該課題が解決された製品の指定の妥当性について審議することとする。

(2) 目標値を達成又は目標年度を迎えた指定製品の新たな目標設定等の手続き

目標年度の翌年度に、本産構審フロンWGを開催し、新たな目標値又は目標年度の改定の必要性について審議することとする。

2. 指定製品の追加について

エアコンディショナーのうち、家庭用床置形エアコンディショナー（室内機の設置場所が床に近いビルトインタイプも含む。以下同じ。）については、指定製品の対象外と整理されていたところ、今回、その課題が解決されたと考えられるため、指定製品に加えてはどうか。

具体的には、家庭用床置形エアコンディショナーに関しては、中間とりまとめにおいて、「冷媒が漏洩した場合、冷媒が床付近に滞留して拡散しにくいため、壁掛形とは別途の微燃性冷媒使用に係る安全性評価の実績が必要であり、現時点では評価中」との理由から指定製品の対象外としていたが、今般、一般社団法人日本冷凍空調工業会・ミニスプリットリスクアセスメントSWG（I）が、機器自体に安全対策を施した上でリスクアセスメントを実施し、その後、公益社団法人日本冷凍空調学会（微燃性冷媒リスク評価研究会）へ結果報告し了承を得たことを踏まえ、その所要の安全対策を具備した家庭用床置形エアコンディショナーに関して、指定製品の対象とすることとしたい。この際、その出荷台数が少なく、家庭用エアコンディショナーで使用する部品等を相当転用可能であること等に鑑み、家庭用エアコンディショナーと同じ製品区分に属するものとし、その目標値、目標年度については家庭用エアコンディショナーと同じくGWP750、2018年としたい。